

金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和8年3月23日

金沢市監査委員 加藤 弘 行

金沢市監査委員 中 村 哲 郎

金沢市監査委員 高 村 佳 伸

金沢市監査委員 森 一 敏

第1 監査の概要

1 監査の対象局等及び実施期間

監 査 の 対 象 局 等		実 施 期 間
経 済 局	営業戦略室、産業政策課、商工労働課、 クラフト政策推進課、観光政策課	令和7年7月14日) 令和8年3月3日
市 民 局	市民協働推進課、ダイバーシティ人権政策課、 市民課、保険年金課	
環 境 局	環境政策課、ゼロカーボンシティ推進課、 ごみ減量推進課	
都 市 整 備 局	都市計画課、景観政策課、緑と花の課、 市街地再生課、住宅政策課、建築指導課	
土 木 局	道路建設課、道路管理課、河川水防課、 営繕課	
危 機 管 理 監	危機管理課	
議 会 事 務 局	総務課	
市 立 病 院	事務局	

2 監査を執行した監査委員

加藤弘行、中村哲郎、高村佳伸、森一敏

3 監査の対象範囲

令和6年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた令和7年度及びその他の年度の事務等を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。